

平成31年度

山梨県交通安全実施計画

山梨県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、平成31年度に講ずべき、本県における陸上交通の安全に関する施策を定めたものであり、第10次山梨県交通安全計画（平成28年度から平成32年度までの5か年計画。以下「計画」という。）の各章の「講じようとする施策」について、第4年次事業として実施するものである。

第10次山梨県交通安全計画では、最終年（平成32年）における交通事故発生件数4,400件以下、交通事故死者数30人以下という目標を掲げています。

計画の目標が達成されるよう、市町村をはじめ関係機関・団体等の御協力をいただく中、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保等、各政策の推進に努めて参ります。

平成31年度 山梨県交通安全実施計画

目 次

1 道路交通の安全

第1 道路交通環境の整備	1
1 交通安全施設等の整備	1
交通規制課、甲府河川国道事務所、中日本高速道路株式会社、耕地課 治山林道課、道路整備課、道路管理課、道路公社	
2 交通環境の整備	9
道路管理課、交通規制課、甲府河川国道事務所、子育て政策課、都市計画課	
第2 交通安全思想の普及徹底	15
1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進	15
私学・科学振興課、スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課 高校教育・特別支援教育課、社会教育課、子育て政策課、健康長寿推進課 交通政策課、交通企画課	
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	21
交通政策課、エネルギー政策課、交通企画課、交通指導課、運転免許課	
3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	26
交通政策課	
4 市町村の交通安全対策推進に対する働きかけ	26
交通政策課	
第3 安全運転の確保	27
1 運転者教育等の充実	27
運転免許課、甲府保護観察所、関東運輸局山梨運輸支局	
2 運転免許制度の改善	30
運転免許課	
3 安全運転管理の推進	31
交通企画課	
4 自動車運送事業者の安全対策の充実	32
関東運輸局山梨運輸支局	

5	交通労働災害の防止等 -----	3 3
	山梨労働局	
6	道路交通に関する情報の充実 -----	3 4
	甲府地方气象台、甲府河川国道事務所、道路管理課、交通規制課 関東総合通信局	
第4	車両の安全性の確保 -----	3 8
1	自動車アセスメント情報の提供等 -----	3 8
	関東運輸局山梨運輸支局	
2	自動車の検査及び点検整備の充実 -----	3 8
	関東運輸局山梨運輸支局	
3	リコール制度の充実・強化 -----	4 0
	関東運輸局山梨運輸支局	
4	自転車の安全性の確保 -----	4 0
	交通政策課、交通企画課	
第5	道路交通秩序の維持 -----	4 1
1	交通指導取締りの強化等 -----	4 1
	交通指導課、甲府河川国道事務所、高速道路交通警察隊	
2	交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化 -----	4 4
	交通指導課	
3	暴走族対策の強化 -----	4 5
	交通政策課、交通指導課	
第6	救助・救急活動の充実 -----	4 6
1	救助・救急体制の整備 -----	4 6
	消防保安課	
2	救急医療体制の充実 -----	4 7
	医務課	
第7	被害者支援の充実と推進 -----	4 8
1	自動車損害賠償保険制度の充実等 -----	4 8
	関東運輸局山梨運輸支局	

2	損害賠償の請求についての援助等	49
	県民生活センター	
3	交通事故被害者支援の充実強化	50
	関東運輸局山梨運輸支局、甲府地方検察庁、高校教育課	

2 鉄道交通の安全

第1	鉄道交通環境の整備	54
1	線路施設、信号、保安設備等の整備	54
	東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	
第2	鉄道の安全な運行の確保	57
1	全 般	57
	東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	
2	気象情報等の充実	60
	甲府地方気象台	

3 踏切道における交通の安全

第1	踏切道における交通の安全	61
1	全 般	61
	東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	

1 道路交通の安全

第1 道路交通環境の整備
1 交通安全施設等の整備

実施機関 県公安委員会（警察本部交通規制課）

1 実施計画の方針及び重点

交通事故抑止・事故危険箇所対策・新設道路対策・通学路対策及び交通バリアフリー対策などの各種交通安全対策とともに信号機等交通安全施設の改良・更新等を推進し、地域住民等の安全で安心な生活環境を確保するための道路交通環境整備対策を推進する。

2 実施計画の内容

特定交通安全施設等整備事業（平成31年度当初予算）

区 分	事業量	事業費（千円）
交通管制機器等の更新	39基	109,398
交通信号機の改良等	46基	65,116
その他		253,024
合計		427,538

県単交通安全施設等整備事業（平成31年度当初予算）

区 分	事業量	事業費（千円）
交通信号機	3基	37,476
道路標識	361本	107,329
道路標示	96,346m	90,589
その他		31,988
合計		267,382

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

1 実施計画の方針及び重点

交通の安全と円滑化を図るため、公安委員会、関係機関と連携を図り、道路の改良、道路標識及び区画線等の整備を推進する。

2 実施計画の内容

(平成31年度当初)

箇所名		事業費 (千円)	備考
国道20号	四方津地区歩道整備（上野原市）	84,000	
	初狩地区歩道整備（大月市）	135,000	
国道52号	鯉沢地区歩道整備（富士川町）	63,000	
	貢川地区歩道整備（甲府市）	18,000	
国道138号	山中湖自転車歩行者道整備（山中湖村）	99,000	
国道139号	本栖地区歩道整備（富士河口湖町）	30,000	
	上暮地歩道整備（富士吉田市）	69,000	
	都留文大入口交差点改良（都留市）	3,000	
	天神山地区歩道整備（鳴沢村）	36,000	
停電・節電（緊急対策）		434,000	
I 種		971,000	
II 種		115,000	
事業費（I 種＋II 種）合計		1,086,000	

実施機関

中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター
大月保全・サービスセンター

1 実施計画の方針及び重点

私たちは、安全を何よりも優先し、安心・快適な高速道路空間を24時間365日お届けいたします。

そのためには、交通安全施設の整備、適切な維持管理、情報提供の充実を図ることで交通事故防止や高速道路の改善をグループ一体で取り組んでいきます。

2 実施計画の内容

- (1) 高機能舗装による路面改良を推進し、安全・安心・快適な高速道路路面を提供する。
- (2) 道路情報設備やポスター・パンフレットなどの広報物の配布・掲示や交通安全セミナーの実施により交通安全に対する啓発を積極的に実施し事故防止を図る。
- (3) 路上停止の故障車に対しては、後尾警戒と併せて、乗員に高速道路の危険性を説明するなど、事故の未然防止を図る。
- (4) ETCレーンにおける安全性の向上に努める。
- (5) 逆走防止装置を活用し、安全対策を高める。
- (6) 双葉SA・談合坂SAなどの休憩施設で、交通安全に係る啓発活動を積極的に実施する。
- (7) 双葉SA・談合坂SAにおける混雑及び渋滞対策を推進する。
- (8) 警察機関等と一体となった交通安全対策をさらに強化する。
- (9) 交通安全セミナーを積極的に開催し、事故発生状況や安全のポイントなどを直接お客さまに伝え、安全運転の向上を図る。

実施機関

県農政部（耕地課）

1 実施計画の方針及び重点

農道整備事業は、農産物の流通や地域振興を図る広域農道などの基幹農道から営農の利便性を図る耕作道路などまで、地域の特性を生かした整備を進める。

農道の安全対策については、地域営農の実体を踏まえた中で、安全かつ円滑な交通が確保されるよう、防護柵や標識などの安全施設を必要箇所に整備する。

2 実施計画の内容 H31

種 別	地区数	区 分	事 業 量 (m)	事 業 費 (千円)
国庫補助事業	29	農道改良	9,493	1,649,600
		農道舗装	8,189	138,800
県単事業	0	農道改良	0	0
		農道舗装	0	0
合 計				1,788,400

実施機関

県森林環境部（治山林道課）

1 実施計画の方針及び重点

林道は、急峻な山岳地帯に位置し、事故の発生要因の多い道路であることから、交通の安全確保を図るため、軟弱路肩、急カーブ、法面の崩落等の改良及び舗装、ガードレール、落石防護施設、標識板等の設置・修繕を行うとともに、大雨、降雪などの異常気象時においては通行規制を実施する。

2 実施計画の内容 H31

種 別	区 分	事 業 量		
		路線数(箇所)	延 長 (m)	事 業 費 (千円)
国庫補助事業	林道改良	7	561	337,000
	林道舗装	3	1,104	77,000
県単事業	林道改良	51	—	95,994
	林道整備	6	1,193	334,148
計		67	2,858	844,142

実施機関

県土整備部（道路整備課）

1 実施計画の方針及び重点

一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路やこれと連携して骨格道路網を構成する地域高規格道路をはじめ、住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

2 実施計画の内容

事業名	路線名	事業費(千円)
国道橋りょう改築費	国道140号	2,998,310
県道橋りょう改築費	市川三郷富士川線	791,250
緊急道路整備改築費	国道139号 外49路線	4,521,640
広域連携道路事業費	富士川身延線 外8路線	577,500
県単独道路改築費	南アルプス公園線 外22路線	980,172
道路橋りょう管理費		1,486
合 計		9,870,358

実施機関	県土整備部（道路管理課）																
<p>1 実施計画の方針及び重点 緊急輸送路に指定されている道路を中心に防震災対策工事を実施して、安全性・信頼性の高い道路網の形成を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>路線名</th> <th>事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急道路整備修繕費</td> <td>主要地方道甲府韮崎線 外35路線</td> <td>2,529,416</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>2,529,416</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	路線名	事業費（千円）	緊急道路整備修繕費	主要地方道甲府韮崎線 外35路線	2,529,416	合 計		2,529,416						
事業名	路線名	事業費（千円）															
緊急道路整備修繕費	主要地方道甲府韮崎線 外35路線	2,529,416															
合 計		2,529,416															
実施機関	県土整備部（道路管理課）																
<p>1 実施計画の方針及び重点 歩行者、自転車利用者の保護を重点とし、歩道、自転車歩行者道等の整備をはじめ、道路標識、防護柵及び区画線等を整備する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 緊急道路整備修繕事業（交通安全関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業内容</th> <th>事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩道</td> <td>工事0.7 km、用地補償、測試</td> <td>505,019</td> </tr> <tr> <td>交差点改良</td> <td>工事6箇所、用地補償</td> <td>316,500</td> </tr> <tr> <td>安全施設</td> <td>工事一式、点検一式</td> <td>45,365</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>866,884</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	事業内容	事業費（千円）	歩道	工事0.7 km、用地補償、測試	505,019	交差点改良	工事6箇所、用地補償	316,500	安全施設	工事一式、点検一式	45,365	合 計		866,884
区 分	事業内容	事業費（千円）															
歩道	工事0.7 km、用地補償、測試	505,019															
交差点改良	工事6箇所、用地補償	316,500															
安全施設	工事一式、点検一式	45,365															
合 計		866,884															

(2) 県単独交通対策道路事業

区 分	路 線 名 等	事 業 費 (千円)
標識・区画線・防護柵等	甲府韮崎線外	44,800
合 計		44,800

実施機関

山梨県道路公社

1 実施計画の方針及び重点

道路を常時良好な状態に保つよう努めるとともに、道路施設の整備を実施するなど、交通の安全と円滑化を図る。

2 実施計画の内容

区 分	単 位	事 業 量	事 業 費 (千円)
防護柵設置・補修	km	0.7	2,200
区画線設置・補修	km	10.0	4,400
舗装補修	m ²	5,250	28,600
合 計			35,200

2 交通環境の整備

実施機関

県県土整備部（道路管理課） 県公安委員会（警察本部交通規制課）

1 実施計画の方針及び内容

交通事故を防止するための各種交通安全対策を推進し、交通事故総量の抑制を図るとともに、地域住民等の安全な通行権の確保など安全で住みよい生活環境を確保するための各種対策を推進する。

2 実施計画の内容

(1) 歩行者等の安全通行の確保

ア 歩行空間のバリアフリー化の推進

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、新バリアフリー法による安全かつ安心して歩行できる空間の確保対策を推進する。

イ 通学路対策の推進

通学路における安全対策は、通学児童・生徒を交通事故から守る観点から継続的かつ集中的に行う必要性の高い対策であることから、ゾーン30等を含めた交通規制、交通安全施設の整備、道路管理者と連携した交通安全対策を実施していく。

(2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

事故危険箇所対策の推進

第4次社会資本整備重点計画（平成27年度～32年度）における事故危険箇所（県管理23箇所）について、交通事故分析を行うとともに事故要因に沿った効果的な各種対策を推進する。

(3) 交通安全施設の整備

ア 施設の改良・更新

道路交通環境の変化や信号機等交通安全施設の老朽化等による施設の機能低下・故障等に対応するため、信号機改良や道路標示を始めとする施設更新等の事業を推進する。

イ 高度道路交通システム（ITS）の推進

新交通管理システム（UTMS）等の整備促進を図るため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）の更新整備を進め、安全運転支援システムの整備基盤の拡充を図る。

(4) 災害対策基本法に基づく交通規制等の措置の強化

災害発生時は、緊急交通路を確保し、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

災害対策基本法に基づく通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に行うため、信号制御や災害用規制標示により、被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示や広報を行い、併せて災害等により停電が発生しても自動的に信号機を点灯させる交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

(5) 道路法に基づく交通規制等の措置の推進

- ア 道路構造との関係において、必要とされる車両の通行制限違反に対する指導を強力に実施する。
- イ 災害、異常気象等に伴う交通事故の発生を防止するため、関係機関と協力して異常気象、地すべり、落石等の車両の通行に危険を及ぼすおそれのある場合の交通規制に関する基準に基づき適切な交通規制を実施する。
- ウ 車両積載物の落下防止等の措置制限に基づき積載の不适当車両の指導を強化する。

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 歩行者等の通行の安全確保
- (2) 幹線道路等における交通の安全と円滑化
- (3) 交通安全施設の整備・更新
- (4) 道路占用の適正化
- (5) 道路法に基づく通行の規制又は制限

2 実施計画の内容

(1) 歩行者等の通行の安全確保

ア 生活道路における交通安全対策の推進

エリア進入部におけるハンプや狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進する。

イ 歩行空間バリアフリー化の推進

乗降者数の多い主要駅及び県内の高齢者の施設や学校周辺等において、歩道の整備、歩道の段差・勾配等の改善を推進する。

ウ 安全・快適な歩行者通行及び自転車利用環境の整備

車両と歩行者等の交通が分離されていないため歩行者等の交通事故が発生する恐れが大きいと認められる道路及び通学路など、整備が必要と認められる道路について歩道・自転車道等の整備を推進する。

(2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

ア 第4次社会資本整備重点計画（平成28～32年度）における事故危険箇所（直轄14箇所）について、交通事故分析を行うとともに事故原因に沿った効果的な各種対策を推進する。

イ 「事故ゼロプラン」に基づいて選定した事故対策が優先的に必要な箇所（直轄H22：37箇所、H23：3箇所、H25：120箇所、H26：2箇所、H27：4箇所、H28：2箇所、H29：2箇所、H30：2箇所）について、事故原因に沿った効果的な各種対策を推進。

(3) 交通安全施設の整備・更新

ア 区画線の老朽化に伴う更新を実施する。

イ 道路標識の更新整備等を継続して推進する。

(4) 道路占用の適正化

ア 道路占用の許可は、道路法に基づく道路占有許可基準により、厳正に取り扱うものとする。特に、新規の道路占有については、必要上やむを得ない場合の他許可しない方針とする。

イ 道路上の商品の陳列、のぼり旗、自動販売機、捨て看板等の不法占有物件等通行の妨げになっているものについて、道路管理者の他、必要に応じて関係機関との協力により道路パトロールを強化し、その排除に努める。

ウ 道路環境の整備、道路占用の適正化を図るため、沿道住民及び道路利用者に広報を通じて道路愛護思想の普及を図る。

エ 道路の掘削を伴う工事については、無秩序な掘り返し、沿道への公害及び事故防止を図るとともに、道路利用者の不便を緩和するため、「国道占有企業者協議会」を活用し、工

事の施工時期を調整し、工事施工者に対して、保安上必要な措置を講じさせるなど、安全確保のための措置について指導監督を強化する。

- (5) 道路法に基づく通行の規制又は制限
道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、必要に応じ下記の規制又は制限を行う。

ア 道路法第46条関係

① 異常気象等により交通が危険であると認められる場合

平素から住民並びにドライバーに理解と協力を訴え、警察関係、報道関係等の協力を得て、規制するものとする。

② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

道路情報等を出すとともに、工事案内標識、交通整理員又は信号機、その他の保安施設を配置し、工事中の交通事故防止に努める。

イ 道路法第47条関係

車両制限令による車両の幅、重量、高さ、長さ等のいずれかが最高限度を超える車両の取締を実施する。

実施機関	県子育て支援局（子育て政策課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 児童館等の整備及び活用 (2) 安全な遊び場の確保</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 児童館等の整備及び活用</p> <p>児童館等は、児童福祉法（第40条）による児童厚生施設であり、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にしているが、児童の交通事故防止にも資するものである。</p> <p>平成30年5月1日現在、児童館等は70カ所設置されている。（甲府市6カ所、甲州市3カ所、山梨市3カ所、大月市1カ所、韮崎市4カ所、南アルプス市6カ所、甲斐市10カ所、笛吹市6カ所、北杜市4カ所、中央市11カ所、南部町2カ所、昭和町4カ所、西桂町1カ所、富士河口湖町2カ所、忍野村1カ所、身延町1カ所、富士川町2カ所、市川三郷町3カ所）</p> <p>(2) 安全な遊び場の確保</p> <p>ア 愛宕山こどもの国及び愛宕山少年自然の家の活用</p> <p>愛宕山こどもの国は、児童を交通事故から守るとともに、みどりと太陽の美しい自然環境の中で、子どもたちがのびのびと遊ぶことを通じて、健全な心身と豊かな情操を養うことを目的に設置してある。</p> <p>広さ約45ヘクタールの敷地内に、科学館、自由広場、キャンプ場、変形自転車広場、芝生広場、少年自然の家等の施設、設備がある。</p> <p>本年度も引き続き、次のことを促進する。</p> <p>① 愛宕山こどもの国及び少年自然の家の利用促進（宿泊定員150人） ② 遊具、変形自転車利用者の安全指導 ③ 青少年の健全育成に資するイベントの促進（愛宕山子どもフェスティバル、ファミリーサマーキャンプ、夏のアドベンチャーinあたご山など） ④ 施設・設備の維持管理</p> <p>イ 企業のグラウンド、空き地等の社会資源を活用するなかで、児童が安心して遊べる魅力的な遊び場の確保のための事業の推進を図る。</p>	

実施機関

県県土整備部（都市計画課）

○ 都市公園の整備

1 実施計画の方針及び重点

交通弱者である老人や子供のスポーツ・レクリエーション施設、又、遊び場となる公園施設の長寿命化を推進する。

2 実施計画の内容

都市公園の整備（平成31年度当初）

区 分	事業費（千円）	備 考
大規模公園	338,077	4箇所（富士北麓、富士川クラフト、曾根丘陵、桂川ウェルネスパーク）
都市基幹公園	302,101	5箇所（小瀬スポーツ、緑が丘スポーツ、御勅使南、笛吹川フルーツ、舞鶴城）

○ 都市計画道路の整備

1 実施計画の方針及び重点

都市部における自動車・自転車・歩行者の交通環境の安全性と快適性を確保するために、街路整備事業（都市計画道路の整備）を推進する。

2 実施計画の内容

平成31年度当初

（街路事業）

区 分	路線数・箇所数	事業費（千円）	備 考
県 施 行	11路線 15箇所	1,268,262	
市町村施行	4路線 4箇所	2,850,000	
計	15路線 19箇所	4,118,262	1路線重複 別箇所

第2 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進

実施機関	県民生活部（私学・科学振興課） 県教育委員会（スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）
<p>○ 学校における交通安全教育の機会の確保</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 教科、道徳科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 「体育」「保健体育」等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。</p> <p>(2) 道徳教育においては、自他の生命を尊重する心を育てることや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。</p> <p>(3) 特別活動（学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。</p> <p>(4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達の段階に考慮して指導する。</p> <p>○ 学校における交通安全教育の充実</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立</p> <p>(2) 児童生徒の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫</p> <p>(3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 交通事故防止の積極的推進</p> <p>ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。</p> <p>イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。</p> <p>ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。</p> <p>エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。</p> <p>(2) 登下校時の安全管理</p> <p>ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。</p> <p>イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。</p> <p>ウ 自転車安全利用五則の周知徹底に努め、歩行者の保護や二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行の禁止等、自転車運転マナーの向上を図る。</p> <p>エ 自転車の整備、点検指導を徹底する。</p> <p>オ 高校生の原動機付自転車等の安全運転指導を徹底する。</p> <p>カ スクールバスの安全な乗車について、日常的に指導を行う。</p>	

(3) 各種講習会、研修会等の開催

- ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。
- イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が、集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

(4) 交通安全指導のための事業推進

- ア 県警察本部、県交通安全協会の主催する「交通安全子供自転車大会」に協力する。
- イ 県交通安全協会等の主催する「中学生交通安全弁論大会」に協力する。
- ウ 県交通安全協会等の主催する「二輪車安全運転山梨県大会」に協力する。
- エ 県二輪車安全運転推進委員会の協力を得て、高等学校ごとに二輪車安全運転講習会を開催する。
- オ 県自転車軽自動車商協同組合の協力を得て、自転車安全点検を実施する。
- カ 年間を通じて、高校生の通学時マナーアップ運動を実施する。
- キ 高校生の“交通事故・違反「0」3か月運動”を設定し、交通安全意識の高揚を図る。
- ク セーフティードライブ・チャレンジ123への積極的な参加を図る。

○ 生涯各期にわたる交通安全教育の機会の確保と充実**1 実施計画の方針及び重点**

交通安全教育の徹底は、人命尊重に基づく住みよい地域づくりに欠くことのできないものであり、社会教育への要請と期待はますます高まっている。

このため、交通弱者といわれる高齢者や、幼児をもつ親を対象とした学級・講座をはじめ生涯各期にわたる各種の学習機会を利用して、交通ルールの遵守、交通安全意識の高揚と実践化を図る。

2 実施計画の内容**(1) 子どもをもつ親を対象とする交通安全教育の推進**

ア 家庭教育推進事業における各種子育て講座で啓発するとともに、テレビ番組「子育て日記」に安全教育に関する情報を発信する。

イ 私立幼稚園PTA連合会、保育所保護者連合会の学習会に、幼児のための安全指導を取り入れるよう働きかける。

(2) 青少年・女性・成人を対象とする各種講座における交通安全思想の普及・徹底

ア 青少年対象

青少年地域活動（仲間づくり、奉仕活動、地域づくり）等を通して、交通安全意識の高揚と実践を図る。

イ 女性対象

女性団体の活動、ボランティア活動等における学習と安全運動への参加促進を図る。

ウ 成人対象

各種団体指導者研修等において、交通安全を促し、交通安全運動の輪を広げるよう努める。

(3) 高齢者を対象とする交通安全思想の普及・徹底

とくに高齢者には「山梨ことぶき勸学院」における学習講座を通し、交通安全に対する関心を高め自ら実践する態度をかん養する。

○ 地域社会における交通安全教育の推進**1 実施計画の方針及び重点**

地域社会の実情に即した交通事故防止の徹底を図るため、各種公民館活動や地域の社会教育関係団体の活動を指導支援するなかで、交通安全思想の普及と実践化を促進する。

2 実施計画の内容

(1) 青少年団体、女性団体、成人団体等に対し、交通安全思想の普及徹底を図るための学習と安全活動への参加を促進する。

(2) 少年自然の家・青少年自然の里や、市町村の公民館等社会教育施設における事業等を通して、交通安全思想の普及啓発を図る。

実施機関	県県民生活部(私学・科学振興課) 県子育て支援局(子育て政策課) 県教育委員会(義務教育課)
<p>○ 幼児の交通安全教育の徹底</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全指導の徹底</p> <p>(2) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全対策の確立</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全指導の徹底</p> <p>ア 幼児の生活の中に、交通規則を守り安全に留意する習慣の形成を年齢差や個人差に基づいた日常の指導をとおして図る。</p> <p>イ 教師・保育士を対象とした交通安全の講習会・研修会を開催し、指導の徹底を図る。</p> <p>(2) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全対策の確立</p> <p>ア 幼児の登降園の途上における安全の確保を図る。</p> <p>イ 保護者、地域社会及び警察等関係機関との連携を密にし、特にチャイルドシートの着用効果の啓発や正しい着用の徹底を図り、幼児の事故防止を図る。</p>	

実施機関	県教育委員会（社会教育課）
<p>○ 青少年に対する交通安全思想の普及及び啓発の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>青少年に対する交通安全思想の普及と意識啓発の徹底</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>青少年及び青少年健全育成関係者に対する交通安全思想の普及・啓発</p> <p>(1) 青少年育成山梨県民会議及び市町村民会議、青少年育成カウンセラー等の実施する青少年健全育成活動を通して、地域の青少年に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p> <p>(2) 青少年育成指導者や青少年で構成される青少年関係団体が行う事業活動を通じて、その構成員や事業参加者に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p> <p>(3) 「青少年非行・被害防止県民大会」等の各種イベントにおいて、その参加者に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p>	
実施機関	県福祉保健部（健康長寿推進課）
<p>○ 高齢者に対する交通安全思想の普及及び啓発の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>高齢者に対する交通安全思想の普及と意識啓発</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>「健康長寿やまなしプラン」に掲げる高齢者を交通事故から守る取り組みを推進し、交通安全思想の普及・啓発を図る。</p>	

実施機関

県リニア交通局（交通政策課） 県公安委員会（警察本部交通企画課）

1 実施計画の方針及び重点

- (1) あらゆる世代に対する教育機会の確保と体系的な交通安全教育の推進
- (2) 交通安全指導体制の充実強化
- (3) 交通安全教育用教材の配布と指導用具等の整備

2 実施計画の内容

- (1) あらゆる世代に対する教育機会の確保と体系的な交通安全教育の推進

ア 交通安全教育施設「学習ルーム・体験コース」、交通安全教育車「さちかぜ号」を活用して、交通ルールやマナーをわかりやすく、楽しみながら学べるように努めるとともに、将来的展望に立ち、幼児、小・中学生等の成長段階に応じた交通安全教育・指導を行う。

イ 老人クラブや自治体が開催する高齢者向け行事（サロン・健康診断）等に交通安全教育車「さちかぜ号」や警察官が赴いて、交通安全思想の向上を図るとともに、学習ルーム・体験コースにおいて電動車椅子や歩行シミュレータ、反射材効果がわかるリフレクティブライトを使用するなど、参加・体験型交通安全教育の実施に努める。

ウ 運転免許を有していない等、安全教育を受ける機会の無い高齢者や、交通事故第一当事者となった高齢者に対する個別訪問による指導の実施及び医療機関・民生委員等と連携した交通安全教育を推進する。

エ 効果的な交通安全教育の推進に資するため、様々な角度から事故分析を行って交通事故実態を的確に把握するとともに、情報発信を積極的に行う。

- (2) 交通安全指導体制の充実強化

ア 身体障害者に対しては、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供に努める。

イ 地域に根ざした交通安全運動の展開を図るため、県交通対策推進協議会が委嘱する交通指導員の資質向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的活動の促進を図る。

- (3) 交通安全教育用教材の配布と指導用具等の整備

ア 県内の小学校の新入学児童全員に交通安全読本を配布し、家庭における交通安全教育を推進する。

イ 交通安全教育の効果的な推進を図るため、資機材の整備、ビデオ等の貸し出し、啓発用品の配布を行う。

ウ 交通安全講話例集の作成により交通安全教育を行う者の指導力を向上させるなど、効果的な交通安全教育を推進する。

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関	県リニア交通局（交通政策課） 県エネルギー局（エネルギー政策課） 県公安委員会（警察本部交通企画課・交通指導課・運転免許課）																																																
<h3>1 実施計画の方針及び重点</h3> <p>(1) 交通安全運動の推進 (2) 飲酒運転を許さない社会環境づくり (3) 高齢者の交通事故防止対策の推進 (4) 二輪車に対する交通事故防止対策の推進 (5) 自転車の利用者に対するルール^{かぞく}の周知と安全教育の推進（自転車安全利用五則の徹底） (6) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート^{あした}の正しい着用の徹底 (7) 効果的な広報の実施とその他普及啓発活動の推進</p> <h3>2 実施計画の内容</h3> <p>(1) 交通安全運動の推進</p> <p>広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた県民運動を、次により実施する。</p> <p>ア 年間スローガン 「乗せるのは 君の宝と その未来」</p> <p>イ 運動の重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の根絶 ○ 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ○ 二輪車の交通事故防止 ○ 自転車の安全適正利用の推進 ○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○ 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進 <p>ウ 運動の名称と実施期間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>○ 新入学児童・園児を交通事故から守る運動</td> <td style="text-align: right;">4 / 1 ~ 4 / 10</td> <td style="text-align: right;">10日間</td> </tr> <tr> <td>○ 春の全国交通安全運動</td> <td style="text-align: right;">5 / 11 ~ 5 / 20</td> <td style="text-align: right;">10日間</td> </tr> <tr> <td> ※「交通事故死ゼロを目指す日」</td> <td style="text-align: right;">5 / 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 春の連休時における交通安全運動</td> <td style="text-align: right;">4 / 27 ~ 5 / 6</td> <td style="text-align: right;">10日間</td> </tr> <tr> <td>○ 夏の交通事故防止県民運動</td> <td style="text-align: right;">7 / 21 ~ 8 / 20</td> <td style="text-align: right;">31日間</td> </tr> <tr> <td>○ 秋の全国交通安全運動</td> <td style="text-align: right;">9 / 21 ~ 9 / 30</td> <td style="text-align: right;">10日間</td> </tr> <tr> <td> ※「交通事故死ゼロを目指す日」</td> <td style="text-align: right;">9 / 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 年末の交通事故防止県民運動</td> <td style="text-align: right;">12 / 1 ~ 12 / 31</td> <td style="text-align: right;">31日間</td> </tr> <tr> <td>○ 高齢者の交通死亡事故防止運動</td> <td style="text-align: right;">1 / 1 ~ 12 / 31</td> <td style="text-align: right;">通年</td> </tr> <tr> <td>○ 山梨県飲酒運転根絶運動</td> <td style="text-align: right;">1 / 1 ~ 12 / 31</td> <td style="text-align: right;">通年</td> </tr> <tr> <td>○ 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動</td> <td style="text-align: right;">12 / 1 ~ 1 / 31</td> <td style="text-align: right;">62日間</td> </tr> <tr> <td>○ 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動</td> <td style="text-align: right;">4 / 1 ~ 3 / 31</td> <td style="text-align: right;">通年</td> </tr> <tr> <td> ・全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間</td> <td style="text-align: right;">7、8月</td> <td style="text-align: right;">2ヶ月間</td> </tr> <tr> <td> ・全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日</td> <td style="text-align: right;">毎月 14日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 二輪車交通事故防止運動</td> <td style="text-align: right;">1 / 1 ~ 12 / 31</td> <td style="text-align: right;">通年</td> </tr> <tr> <td>○ 交通安全一市町村一運動</td> <td style="text-align: right;">4 / 1 ~ 3 / 31</td> <td style="text-align: right;">通年</td> </tr> </table>		○ 新入学児童・園児を交通事故から守る運動	4 / 1 ~ 4 / 10	10日間	○ 春の全国交通安全運動	5 / 11 ~ 5 / 20	10日間	※「交通事故死ゼロを目指す日」	5 / 20		○ 春の連休時における交通安全運動	4 / 27 ~ 5 / 6	10日間	○ 夏の交通事故防止県民運動	7 / 21 ~ 8 / 20	31日間	○ 秋の全国交通安全運動	9 / 21 ~ 9 / 30	10日間	※「交通事故死ゼロを目指す日」	9 / 30		○ 年末の交通事故防止県民運動	12 / 1 ~ 12 / 31	31日間	○ 高齢者の交通死亡事故防止運動	1 / 1 ~ 12 / 31	通年	○ 山梨県飲酒運転根絶運動	1 / 1 ~ 12 / 31	通年	○ 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動	12 / 1 ~ 1 / 31	62日間	○ 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動	4 / 1 ~ 3 / 31	通年	・全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間	7、8月	2ヶ月間	・全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日	毎月 14日		○ 二輪車交通事故防止運動	1 / 1 ~ 12 / 31	通年	○ 交通安全一市町村一運動	4 / 1 ~ 3 / 31	通年
○ 新入学児童・園児を交通事故から守る運動	4 / 1 ~ 4 / 10	10日間																																															
○ 春の全国交通安全運動	5 / 11 ~ 5 / 20	10日間																																															
※「交通事故死ゼロを目指す日」	5 / 20																																																
○ 春の連休時における交通安全運動	4 / 27 ~ 5 / 6	10日間																																															
○ 夏の交通事故防止県民運動	7 / 21 ~ 8 / 20	31日間																																															
○ 秋の全国交通安全運動	9 / 21 ~ 9 / 30	10日間																																															
※「交通事故死ゼロを目指す日」	9 / 30																																																
○ 年末の交通事故防止県民運動	12 / 1 ~ 12 / 31	31日間																																															
○ 高齢者の交通死亡事故防止運動	1 / 1 ~ 12 / 31	通年																																															
○ 山梨県飲酒運転根絶運動	1 / 1 ~ 12 / 31	通年																																															
○ 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動	12 / 1 ~ 1 / 31	62日間																																															
○ 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動	4 / 1 ~ 3 / 31	通年																																															
・全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間	7、8月	2ヶ月間																																															
・全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日	毎月 14日																																																
○ 二輪車交通事故防止運動	1 / 1 ~ 12 / 31	通年																																															
○ 交通安全一市町村一運動	4 / 1 ~ 3 / 31	通年																																															

(2) 飲酒運転を許さない社会環境づくり

飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。

ア あらゆる広報媒体を活用して飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故実態について広報することにより、飲酒運転の抑止を図る。

イ 運転シミュレーターの操作、飲酒体験ゴーグルを装着した疑似体験をすることにより、飲酒が運転に与える危険性を理解してもらうとともに、体験者から周囲の人へと、広く知識と体験とが伝えられ、飲酒運転の根絶に向けた共通認識が図られるような効果的な交通安全教育を推進する。

ウ 交通関係機関・団体と連携して、全日本交通安全協会等が推進しているハンドルキーパー運動の普及に協力し、地域や職域ごとに飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成を図る。

エ 飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業の適正化を図る。

オ 同一警察署管内において飲酒運転を伴う交通事故・事件が3日間で3件発生した際、緊急対策（飲酒運転事故防止情報（警報））を実施し、広報を行う。

県警察や市町村、関係機関・団体は、あらゆる広報媒体を活用して緊急対策を周知するとともに、各機関・団体に所属する会員、事業所等に対して飲酒運転根絶の呼びかけを実施する。

(3) 高齢者の交通事故防止対策の推進

ア 高齢者の交通安全に関するチラシの配布等の広報活動を推進するとともに、県民の日や山梨県老人福祉大会などのイベント開催時に効率的な広報を実施する。

また、広報にあたっては、身体の不調時、悪天候時及び渋滞時を避けて運転するといった防衛運転の実践についても浸透を図る。

イ 75歳以上の運転免許保有者が運転免許証更新の際に受ける認知機能検査及び特定の違反行為後に受ける臨時認知機能検査の適正な実施を図るため、実施状況を検証し、運用の改善を行うとともに、問い合わせ、相談等には、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

ウ 高齢運転者に対する運転適性相談の充実、申請による免許の取消し制度（自主返納）について、県や市町村、交通関係団体と連携し、制度の推進を図る。

エ 高齢者（免許返納者を含む）の日常生活における移動手段の充実を図るため、自治体・公共交通機関等に対して、デマンド交通制度や交通運賃割引制度等の導入、利用しやすい公共交通網の整備など、高齢者支援に向けた新たな取組みに対する働きかけを実施し、効果的な運用が図れるように検証を行い改善を図っていく。

オ 70歳以上の運転者は、高齢運転者標識を表示した上で運転するように努めることとなっていることから、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて周知を行い、表示の促進を図る。

併せて、他の年齢層運転者に対しては高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車に対する保護意識を高めるよう運転者教育を行う。

カ 夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる3H（「早めのライト点灯」「ハイビームの活用」「反射材の使用」）の推進について、交通安全教育の機会や各種広報媒体を活用した広報を実施する。

また、反射材の普及に際しては、高齢者に限定することなく、すべての年齢層を対象に、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材使用を推奨し、啓発物品として反射材を配付するとともに、使用率向上に努める。

キ 県内の交通死亡事故情報中の高齢者の交通死亡事故に着目し、60日間で5件以上の交通死亡事故が発生した際、県警察本部から情報提供を受けて、事故事例等の詳細情報、防止対策についての分析を織り込んだ「高齢者の交通死亡事故防止情報（注意報）」を作成

し、市町村や県交通対策推進協議会構成機関、団体に向け情報提供を行うとともに、テレビやラジオ等による広報を行う。

市町村や県交対協構成機関、団体は、組織の特性を活かした情報伝達と独自の防止対策の実施に努める。

(4) 二輪車に対する交通事故防止対策の推進

ア 大型連休、行楽シーズン等の時期において、二輪車運転者に対する道の駅等における街頭活動を推進する。

イ 二輪車の交通事故発生マップ等を活用した二輪車運転者への注意喚起を推進するとともにヘルメット及びプロテクターの正しい着用を推進する。

(5) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

自転車の交通秩序の早期正常化を図るため、自転車利用者に対するルールの周知及び安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進するための施策を推進する。

ア 自転車は、本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守する必要があることを理解してもらうため、次の事項を重点に推進する。

- 「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用し、自転車利用者に対する通行ルール等の周知徹底
- 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に地域交通安全活動推進委員や自治体の交通指導員、地域住民との協働による街頭活動の推進
- 関係機関・団体等との連携による交通安全教育の推進
- 子ども自転車大会の実施
- 通勤・通学時間帯を中心とした街頭活動の推進
- 自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及促進

イ 学校、教育委員会等と連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進するとともに、教育効果の高い教材の作成や教育手法の調査研究等による教育内容の充実に努め、中学及び高校に対しては、自転車安全利用推進校を指定し、学校が一体となった取組の促進を図るとともに、スケアード・ストレイト方式による効果的な交通安全教室を実施する。

また、教育対象を拡大して自転車教室を実施するほか、運転免許証の更新時講習において、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のために配慮すべき事項等について周知に努める。

ウ 危険行為を繰り返した自転車運転者に対する安全講習受講の義務化について、周知を図る。

(6) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ア 交通関係機関・団体との連携による街頭指導や各種講習会等、あらゆる機会を通じた広報に努める。

また、各種広報媒体やシートベルトコンビンサーを活用して、着用による被害軽減効果を周知し、全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。

イ 幼稚園・保育所等と連携した講習会を開催するなど、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての広報及び指導の徹底を図る。

また、チャイルドシートの使用は、乳幼児段階からの使用により定着が期待されることから、市町村が実施するマタニティ教室における普及活動を実施する。

(7) その他

ア 効果的な広報の実施とその他普及啓発活動の推進

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、効果的な広報を展開し、県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、これを実践するように、交通安全に関する普及活動を推進する。

イ 早めのライト点灯、ハイビームの活用の推進

夕暮れ時や夜間における交通事故を防止するため、早めのライト点灯の必要性や状況に

配慮しながらのこまめなハイビームの活用について、広報を推進する。

ウ 道路状況に応じた情報発信の推進

積雪、凍結等、交通事故の発生と密接に関係する道路状況については、交通事故の発生を未然に防止するため、早期把握に努め、積極的な情報発信を推進する。

エ 暴走族追放運動の推進

地域・職場・学校ぐるみで暴走族を追放するため、関係機関・団体と連携した広報を推進する。

オ 運転中の携帯電話等使用等禁止の推進

携帯電話使用中による交通事故を防止するため、運転者一人ひとりのマナーの向上を図るとともに、更新時講習や交通安全講習などの機会を通じての広報を推進する。

カ 「見る」「止まる」「ゆずる」3る1る励行運動の推進

歩行者保護意識の高揚を図るため、運転の基本とも言える「見る」(安全確認)、「止まる」(一時停止、減速、徐行)、「ゆずる」(ゆずり合い、思いやり運転)の3点を重点とした、「見る」「止まる」「ゆずる」3る1る励行運動の推進を図る。

キ “人と環境にやさしい交通” 県民運動

自動車の増加は排気ガスによる大気汚染、地球温暖化、酸性雨などの環境問題と交通事故の増加などの社会問題を引き起こしている。このため、県民・事業所・交通事業者・行政が一体となって交通のあり方を見直す県民運動を実施する。

(ア) ノーマイカー運動

(イ) 公共交通の利用促進

(ウ) エコドライブ運動

(エ) 低公害車、ノンステップバス等の普及

(オ) 交通安全の実践

ク セーフティードライブ・チャレンジ123の実施

ドライバー一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、自主的に交通ルールを遵守し、マナーを実践していくため、チーム単位で123日間の無事故・無違反を心掛ける「セーフティードライブ・チャレンジ作戦」を実施する。平成14年度からはシルバー部門を設け、高齢者の交通事故防止を図っている。また、平成15年度からは10人1チームから5人1チームへ、さらに平成31年度からはシルバーの部について3～5人1チームへ参加要件を変更し、参加者の拡大を図っている。

ケ 交通事故多発地点等の診断と交通安全対策の推進

事故多発地点等における事故誘発原因を多角的に調査研究し、必要に応じた改善措置を講ずるなど、安全な地域づくりを推進する。

コ 自治会、区、組等で交通事故防止について議論する新たな場づくりの推進を図る。

サ 地域交通安全活動推進委員の活動の強化

山梨県公安委員会から委嘱を受けている地域交通安全活動推進委員の活動に必要な最新の情報、資料を提供する等、その活動の強化に努める。

シ 交通指導員活動の強化

県下全市町村に委嘱、配置されている交通指導員の活動の強化を図る。

ス 自転車駐車対策の推進

主に都市部において自転車・歩行者の安全な通行機能を阻み、都市の美観をも損ねている放置自転車について、多方面からの働きかけにより解消を図る。